

春の火災予防運動

4月20日（水）～30日（土）までの11日間、全道一斉に春の火災予防運動が行われます。

本市では昨年、2件の火災が発生していますが、特に春のこの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況となっています。

火災はちょっとした「油断」や「慣れ」から発生します。たいせつな命、財産を火災から守るため、今一度気を引き締め、特に次の点に注意しましょう。

〈消防本部予防・保安グループ 電話4233255〉



住宅防火

命を守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にやめましょう
- ストーブは燃えやすい物から離れた場所で使用しましょう
- ガスコンロのそばを離れるときは必ず火を消しましょう

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう
- 火災を小さなうちに消すため、住宅用消火器を設置しましょう
- 寝具や衣類、カーテンは防炎品を使用しましょう
- お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくりましょう

ごみの野焼きは

禁止されています！

野外でごみを焼却することを「野焼き」といい、これは法律で禁止されています。

違反者には重い罰則があるうえに、火災の危険が高いことから、絶対にやめましょう。

サイレン吹鳴と防火査察

4月20日（水）午後8時に、防火啓発のためのサイレンを鳴らします。これを合図に、もう一度火の元を確かめましょう。

火災予防運動期間中は、予防広報や防火査察のために各家庭を訪問します。皆さんのご協力をお願いします。

悪質な訪問販売に

「ご注意ください！」

全国的に消火器や住宅用火災警報器などの悪質な訪問販売が出回っています。

消防本部が住宅用火災警報器などの販売をすることや、販売を業者に委託することは絶対にありません。もし、「消防から来た」、「消防から依頼された」と言って信用させようとするなどの不審な訪問販売業者が訪ねてきた場合は、消防本部までご連絡ください。



福祉のまちづくりのための

市民アンケート結果

2回目



3月号に引き続き、平成22年11月に実施した「福祉のまちづくりのための市民アンケート」の集計結果をお知らせします。

今回は、問4～問10の設問について、前回同様に回答件数の多い順に3位までを掲載しました。なお、結果の数値は、複数回答のものを「件数」で、そうでないものを「%」で表示しています。

〈福祉事業グループ ☎42233213〉

近所との関わり

などについて

■問4 ご近所とどのようなお付き合いがありますか

- (1) 顔を合わせればあいさつする（立ち話をする） 74・1%
 - (2) 2～3日留守にするときには声をかける 10・8%
 - (3) 困った時に相談したり助け合えるような付き合いがある 4・7%
- 問5 日頃の生活でどのような悩みや不安を感じていますか
- (1) 自分や家族の老後に関すること

- (2) 除雪に関すること 125件
- (3) 自分や家族の健康に関すること 106件

■問6 日頃の生活の中で、相談ごとや手助けが必要だった際に、どなたに相談または手助けをしてもうりましたか

- (1) 同居の家族 91件
 - (2) 同居していない家族 45件
 - (3) 近所の知人・友人／町内会の役員（同数） 26件
- 問6-1 どのようなことを手助けしてもらいましたか

住民による

支え合い活動について

※以下の設問で、「日常生活に不安のある方」とは、相談相手や手助けが必要と思われるような高齢者、障がいのある方、子育て中の親子などです。

■問8 ご近所で日常生活に不安のある方はいますか

- (1) いるかどうかわからない

- (1) 除雪 66件
 - (2) 外出・通院の付き添い 57件
 - (3) 買い物 56件
- 問7 日頃の生活の中で、手助けが必要となった場合、ご近所の人に頼むことができますか
- (1) 頼めば引き受けてくれそうな人がいる 34・8%
 - (2) 頼める人がいる 30・4%
 - (3) 頼めそうな人はいない 18・3%

- (2) 具体的に知っていること 46・0%
 - (3) いるという話を聞いたことがある 39・6%
- 問9 日常生活に不安のある方々への見守り活動や安否確認、声かけなどについて、参加したいと思いますか
- (1) どちらともいえない 41・1%
 - (2) 参加したい 28・7%
 - (3) 参加していない 25・8%
- 問10 住民が地区会館などに集まり、いっしょに過ごす取り組み（高齢者・子育てサロン）が全国各地で行われています。あなたの地域でサロン（集い）の取り組みが行われた場合、活動に参加したいと思いますか
- (1) どちらともいえない 50・0%
 - (2) 参加したい 40・7%
 - (3) 参加したくない 9・3%

- 問10-1 サロン（集い）の取り組みに対して、活動の手伝いに参加したいと思えますか
- (1) 話し相手など自分も仲間となっていっしょに参加する 76件
 - (2) イベント実施の手伝い 59件
 - (3) 設立、会員募集などの企画の手伝い 15件

議会の動き

第1回定例会

3月8日から会期11日間で開催

- 平成23年度当初予算が可決されました。
- (株)歌志内振興公社への支援として、固定資産税の減免の特例に関する条例の制定及び事業用地の無償貸付について可決されました。
- 一般会計以下6会計の平成22年度補正予算が可決されました。

平成23年度の事業や予算案などを審議する第1回定例会が、3月8日から18日まで会期11日間で開催されました。

定例会では、新年度における市政及び教育行政の執行方針演説が行われたほか、議案24件、報告3件、意見書案4件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

審議事項の主な内容は次のとおりですが、執行方針と新年度予算のあらまは、本紙2ページから8ページをご覧ください。

承認された報告

■定期監査及び財政援助団体等監査結果報告について

平成22年度に監査委員が行った12の課等にかかる定期監査と、補助金の交付など財政援助を行っている5団体に対する監査結果について、監査の対象となった事務はいずれも適正に処理されているとの

報告がありました。

■議員定数等調査特別委員会報告について

議員定数が8人になることに伴う委員会条例の一部改正などについて、昨年10月28日以降の協議経過にかかる報告がありました。

可決された議案

■固定資産税の減免の特例に

関する条例の制定について

(株)歌志内振興公社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の着実な推進と同社の経営を支援するため、チロルの湯及びアリーナチロルの固定資産税を23年度から3年間免除する条例を制定しました。

■歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員を除く、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、その在職期間に応じて日割りで支給することに改めるため、関係条文の整備を行いました。

■歌志内市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整備を行いました。

■財産の貸付について

（株）歌志内振興公社に対する経営支援として、チロルの湯及びアリーナチロルが所在する市有地を同社へ3年間無償貸付するため、法令の定めにより議会の議決を得ました。

▽貸付物件 土地 中村76番地2及び78番地3のうち、9,318・25㎡

▽貸付期間 平成23年4月1日から同26年3月31日まで

■砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について

本年7月に、北海道から旅券交付申請及び交付に関する事務の権限移譲を受け、その事務を砂川市に委託するに当たって、委託に関する規約を定め、議会の議決を得ました。

■北海道市町村総合事務組合規約の変更について

構成団体に広域紋別病院企業団が加入することに伴い、規約の一部変更が必要になったことから、法令の規定により議会の議決を得ました。

■平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第5号・第6号）

今回の補正は、主に年度末の決算見込みに伴う増減調整を行ったもので、歳入歳出予算に8,800万2千円を追加し、予算の総額を47億7,795万3千円としました。また、予算を翌年度に繰り越して事業を実施するための繰越明許費に、2事業、1億3,936万4千円を追加しました。

補正予算の主な増減と繰越明許費追加事業は、次のとおりです。

【歳出】

- ▽嘱託・臨時職員共済費の減 175万2千円
- ▽東北地方太平洋沖地震災害見舞金の増 200万円
- ▽平成21年度生活保護費国庫負担金返還金等の増 1,793万7千円
- ▽医療福祉助成事業の減 620万8千円
- ▽国民健康保険特別会計繰出金の減 2,028万3千円
- ▽後期高齢者医療特別会計繰出金の減 149万円
- ▽老人福祉施設措置費の減 180万円
- ▽空知中部広域連合負担金の減 529万5千円
- ▽生活保護費の減 410万3千円
- ▽児童扶養手当の減 271万円
- ▽健康診査事業ほか健康診断委託料等の減 349万2千円
- ▽病院事業会計繰出金の増 110万8千円
- ▽市営神威岳観光特別会計繰出金の減 277万3千円
- ▽演劇公演にかかる補助金の減 120万円
- ▽市営公共下水道特別会計繰出金の減 544万9千円
- ▽改良住宅・市営住宅改修事業の減 163万3千円
- ▽歌神地区改良住宅建替事業の減 821万5千円
- ▽高規格救急自動車購入の減 560万9千円
- ▽公民館備品購入費の増 200万円
- ▽繰上償還に伴う市債償還元金の増 1億5,877万9千円
- ▽市債償還利子の減 109万2千円
- ▽副市長不在及び職員の退職

等に伴う職員給与費の減 2,991万1千円

▽予備費の増 2,679万8千円

【歳入】

▽市民税個人所得割の増 300万円

▽市民税法人税割の減 390万円

▽固定資産税の増 670万円

▽市たばこ税の増 310万円

▽地方特例交付金の増 500万円

▽改良住宅・市営住宅使用料の減 523万3千円

▽ごみ処理手数料の減 130万円

▽改良住宅建替事業国庫補助金の増 698万9千円

▽市営住宅事業費国庫補助金の増 385万7千円

▽高規格救急自動車整備等にかかる社会資本整備総合交付金(国庫補助)の増 1,912万円

▽地域活性化交付金(国)・住民生活に光をそそぐ交付金の増 1,057万9千円

▽福祉医療費にかかる道補助金の減 349万3千円

▽前年度繰越金の増 7,244万2千円

▽中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の増 710万円

▽改良住宅建替事業債の減 510万円

▽高規格救急自動車整備事業債の減 1,710万円

▽臨時財政対策債の減 1,408万6千円

【繰越明許費追加事業】

▽消防庁舎改修事業

▽公民館施設備品購入経費

■同歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)

平成21年度消費税の確定などにより、歳入歳出予算から224万2千円を減額し、予算総額を4億3,415万8千円としました。

■同歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算(第3号)

スキー場改修事業の減などにより、歳入歳出予算から277万3千円を減額し、予算総額を1,747万4千円としました。

■同歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

空知中部広域連合返還金の確定などにより、歳入歳出予算に4,700万8千円を追加し、予算総額を2億6,730万8千円としました。

■同歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

北海道後期高齢者医療広域連合負担金の確定などにより、歳入歳出予算から151万7千円を減額し、予算総額を9,138万3千円としました。

■同歌志内市病院事業会計補正予算(第2号)

年度末の決算見込みを調整し、次のとおり補正しました。

▼収益的収支

収入は、573万円を追加して5億5,734万3千円に、支出は1,300万4千円を減額して5億7,737万6千円としました。

今回の補正により、当年度純損失は、当初予算と比較して2,009万3千円減少して、2,204万6千円に、欠損金合計は8億5,955万7千円となる見込みです。

■歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について〈委員会提出議案〉

次の一般選挙から議員定数が8人になることに伴い、常任委員会の設置数を1つにすることをなどについて改正を行いました。新しい常任委員会の名称等は、次のとおりです。

- ▽名称 行政常任委員会
- ▽定員 8人
- ▽所管 市政全般に関する事務の調査及び議案、陳情等の審査に関する事項

■歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について〈委員会提出議案〉

議会運営の実態に則した文言に改める改正を行いました。

■歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〈委員会提出議案〉

議員報酬について、在職期間に応じて日割りで支給するよう改めるとともに、議員期末手当について独自削減の解消及び国家公務員の期末手当等の改定に準じた支給割合の

改定を行いました。

現行の独自削減の割合及び議員期末手当支給割合の改正内容は、次のとおりです。

- ▼独自削減の割合
- ▽現行 100分の86
- ▼6月分手当支給割合
- ▽現行 100分の195
- ▽改正 100分の190
- ▼12月分手当支給割合
- ▽現行 100分の220
- ▽改正 100分の205

休会中の審査として付託・可決された議案

以下の議案は、3日間にわたる条例・予算等審査特別委員会の審査を経て、原案どおり可決されました。

■歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年3月8日
条例・予算等審査特別委員会付託

特別職の職員及び教育長の給料について、在職期間に

じて日割りで支給するよう改めるとともに、期末手当の支給割合を国家公務員の期末手当等に準じて改めるほか、現在実施している縮減措置について、縮減率を圧縮したうえで平成24年3月まで延長する改正を行いました。

期末手当の支給割合は6月分、12月分とも上記議員期末手当と同じですが、縮減率の圧縮に伴う給料月額改正は、次のとおりです。

区分	支給月額		
	本来	現行 (H19.4月～)	改正 (H23.4月～)
市長	830,000円	498,000円	622,000円
副市長	675,000円	472,000円	540,000円
教育長	620,000円	434,000円	496,000円

▼特別職給料の改正内容

■歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

平成23年3月8日
条例・予算等審査特別委員会付託

国家公務員の給与制度改正に準じ、給料月額及び期末・勤勉手当の改正を行うとともに、現在実施している職員給料の縮減措置を平成24年3月まで延長する改正を行いました。

■平成23年度歌志内市各会計予算

平成23年3月9日
条例・予算等審査特別委員会付託

一般会計をはじめ、全6会計の新年度予算が可決されました。

行政報告

■子宮頸がん予防ワクチンの接種について

第1回臨時会で採択された子宮頸がん予防ワクチンの接種について、全国的なワクチンの需要が当初の想定量を大幅に上まわったことから、3月4日付けでワクチンの供給調整を行う旨、メーカーから北海道の保健安全局を通じて

連絡がありました。

このため、ワクチンが不足することとなりますが、すでに初回接種を受けた方への供給を最優先する必要があることから、今後初回接種を受ける方への、年度内の供給が事実上不可能となったものです。

現時点での北海道からの情報ではワクチンの供給は7月頃とのことですが、入手次第ワクチン接種を開始します。

なお、このワクチン不足によって接種を受けられない、22年度の対象者に対する接種料金については、4月以降も引き続き無料で実施できるように対処します。

可決された意見書

■「子ども・子育て新システム」に関する意見書

■若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

■公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

■地域医療存続のための医師確保に関する意見書

（3月18日・議員提出）

平成23年4月1日付

歌志内市職員人事異動

■市長部局

▼主幹職▽廃棄物対策G主査
事務取扱を解く(市民課主幹
兼廃棄物対策G主査事務取扱)
奥原均▽保健福祉課主幹
兼保健予防G主査事務取扱
(保健福祉課保健予防G主
査) 森脇寸子▽産業課主幹
(会計管理者兼会計室長) 牧
義法▽会計管理者兼会計室長
(議会事務局主任主査) 中嶋
孝▽市立病院事務局主幹(市
民課戸籍年金G主任主査) 沼
田秀穂▽主任主査職▽市立病
院事務局主任主査(市立病院
事務局主査) 大家浩二▽主査
職▽総務課広報情報G主査
(総務課庶務企画G主任) 金
谷恵一▽財政課財政管財G主
査(総務課広報情報G主査)
三浦悟▽財政課税務G主査
(産業課商工観光G主査) 林
健二▽市民課戸籍年金G主査
(建設課建築住宅G主査) 岩
崎みゆき▽市民課廃棄物対策
G主査(建設課土木下水道G
主査) 高草木敦▽保健福祉課

生活保護G主査(教育委員会事務局社会教育G主査) 宇佐美淳▽市立病院看護部看護

師長(市立病院看護部主任看護師) 佐々木真紀子

■議会事務局

▼主査職▽議会事務局主査
(教育委員会事務局学校教育G主査) 佐渡憲博

■教育委員会事務局

▼主任主査職▽教育委員会事務局社会教育G主任主査(財政課税務G主任主査) 杉山俊宏▽主査職▽教育委員会事務局学校教育G主査(財政課財政管財G主査) 北風是紀▽教育委員会事務局学校教育G主査(教育委員会事務局学校教育G主任) 中村伊織▽教育委員会事務局学校教育G主査(教育委員会事務局学校教育G主任幼稚園教諭) 長沢栄子▽教育委員会事務局学校教育G主査(教育委員会事務局学校教育G主任幼稚園教諭) 佐藤邦子▽教育委員会事務局社会教育G主査(総務課広報情報G主任) 蓮沼修司

■消防本部

▼主幹職▽消防本部次長兼消防署長(消防本部主幹) 前田勝彦▽消防本部主幹(予防・保安G主任主査) 菊地浩昭▽主任主査職▽総務・消防団G主任主査(警防・救急G主査) 堀川俊勝▽警防・救急G主任主査(総務・消防団G主査) 神邦宏▽主査職▽警防・救急G主査(警防・救急G主任) 阿部鯛一

■派遣職員

▼主幹職▽中・北空知廃棄物処理広域連合(北海道から派遣) 松田雄二

■平成23年3月31日付退職者

▽東利雄(消防署長)▽村木賢春(市立病院医局放射線科主査兼市立病院事務局主査)▽佐藤桂子(教育委員会事務局学校教育G主査)▽高橋君江(教育委員会事務局学校教育G調理員)

※Gはグループの略です

子どもと高齢者の交通事故を防ぎましょう！

これからの時期は、戸外で活動する機会が増え、歩行者や自転車の利用者が交通事故に遭う危険が高くなります。ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、一時停止や徐行などの思いやりのある運転をしましょう。また、ドライバーはもちろん、歩行者や自転車の利用者の、次のことに留意して交通事故を防止しましょう。

〈北海道・北海道警察本部・環境交通グループ〉

■ドライバーの皆さんへ

○疲れを感じた時は、運転を中止して休憩をとりましょう。

○夜間に外出するときは、明るい色の服装と夜光反射材を着用しましょう。

■歩行者、自転車の利用者の皆さんへ

○速度の抑制や車間距離のじゆうぶんな確保を心がけましょう。

○自転車を利用する際の交通ルールを守りましょう。また、児童・幼児にはヘルメットを着用させましょう。

■道路付近で遊ぶ子どもを見かけたときは、安全な場所で遊ぶように声をかけ、子どもを交通事故から守りましょう。

■飲み運転は重大な交通事故につながります。絶対にやめましょう。

▽環境交通グループ(☎423217)